

妙高市立妙高高原小学校いじめ防止基本方針

妙高市立妙高高原小学校

はじめに

いじめは、それを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、時にはその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

当校では、職員一人一人が「いじめは、どの子にもどの学校にも起こり得る深刻な人権問題」であると認識し、「いじめを決して見逃さない」という意識を共有して、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に連携・協力して取り組む。

当校のいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「文科省方針」という。）と、妙高市いじめ防止基本方針（以下「市方針」という。）との関連性を図り、この「妙高市立妙高高原小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめの定義

法において、いじめは以下のように定められている。本校においても、法に基づき、いじめを同様にとらえる。

県条例第2条

この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係*にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響*を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等で関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、当該行為を受けた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、「当該行為」に当たる具体的ないじめの様態は以下のとおりである。

- ◇冷やかしかやからかい、わるくちや脅し文句、嫌なことを言われること
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされること
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりすること
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりすること
- ◇ズボンおろし
- ◇金品をたかられること
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりすること
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりすること
- ◇パソコンや携帯電話等の端末機器で、中傷誹謗や嫌なことをされること など

また、これら「当該行為」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、関係諸機関との連携による対応が必要なものも含まれる。

「いじめ類似行為」が加わった理由は、SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高いなどインターネット等を介して見付けにくくなったいじめを見逃さないようにすることがねらいである。

(2) いじめ防止基本理念

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身に生涯にわたる深い傷を負わせ、健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与える。また、最悪の場合には、生命に重大な危機を生じさせるおそれがある。

従って当校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、教職員がいじめに対して積極的、組織的に対応し、児童とともに解決を図る。同時に、全教育活動を通じた人権教育、同和教育の実施、豊かな感性を育む教育の充実、更には保護者、地域といじめの防止等への協力体制の構築をとおして、いじめを生まない学校づくりに努める。

(3) いじめの防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめの防止等の取組に対する資質を向上させる。
- ⑤ 保護者・地域住民に、学校いじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と啓発を行う。
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止のため、児童・保護者が情報モラル等を学ぶ機会を設定する。

2 いじめの防止等のための組織の設置

(1) 設置の目的

法 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等対策のための組織を置くものとする。

上記法に基づき、本校においても、「いじめ不登校対策委員会」(以下、「対策委員会」という。)を設置し、いじめの未然防止、即時対応を図る。

(2) 構成員

構成は、校長を長として、教頭、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭他複数の教職員及びスクールカウンセラー等(心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者)を基本と、校長が指名するものとする。

(3) 役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善を進める上での中核となる。
- イ 生活指導主任は、いじめやいじめの疑いに関する情報や問題行動などに係る情報を毎週月曜日の「子供を語る会」や関係職員からの報告により収集・整理し、校長、教頭へ報告する。
- ウ いじめやいじめの疑いに関する情報があったときには、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、速やかに対策委員会を開き、情報の共有、児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者との連携等について、組織的な連携を図り、校内の中核となってその対応にあたる。
- エ いじめやいじめの疑いに関する情報は、「子供を語る会」や必要に応じて職員集会を開き、全職員で情報を共有する。

3 いじめの防止等のための取組

(1) いじめの未然防止

- ア 全教育活動を通じていじめをテーマとした人権教育、同和教育の実施
・児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築するよう、全ての教育活動並びに「道徳」を通じて人権教育、同和教育を計画的に実施する。

イ 豊かな感性を育む教育の充実

- ・感動体験や困難な体験並びに協同的な学びを通じて、豊かな心や人間関係づくり、コミュニケーション能力を育む。

ウ 教員の資質向上

- ・教員のいじめ問題の早期発見や解決能力の向上を図るために、校内研修の充実に努める。

エ インターネット上のいじめの防止

- ・教育委員会の提示する「学校教育における情報モラル教育の基本方針」に基づいて情報モラル教育を推進し、インターネット上のいじめの防止に努める。
- ・ネット利用のルール等について、妙高市インターネット等の利用に関するこども宣言を活用して話し合う機会を設定するなど、児童生徒が主体となる活動を推進する。

オ 学校間の連携

- ・保育・こども園・小・中・総合支援学校間の引き継ぎにおいて、いじめに係る過去の事態やいじめが心配される人間関係について詳細に情報提供し、引き継ぎ後も継続的に支援が行われるよう体制の構築に努める。

カ 啓発活動

- ・法第9条と県条例第8条及び市基本方針に規定された保護者の責務等を踏まえ、家庭においてもいじめ防止のための教育がなされるよう、保護者を対象にした啓発活動や相談体制を充実させる等、家庭への支援を行う。
- ・幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児がほかの幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、取り組みを促す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案すること。ア 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築するよう、全ての教育活動並びに道徳教育を通じて人権教育、同和教育を計画的に実施する。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、ふざけ合いを装って行われたりすることを念頭に置き、些細な兆候であっても見逃すことなく、早い段階からの確に関わるように努めるとともに、以下の点から、いじめの早期発見・即時対応に努める。

ア いじめの早期発見に向けて、アンケート調査や教育相談を実施するとともに、児童生徒の悩みや集団への適応状況を把握するなど、組織的かつ計画的に必要な措置を講ずる。

イ 教育委員会内及び適応指導教室のいじめに関する通報及び相談窓口、県が設置する24時間体制の相談窓口等について、保護者への周知を図る。

ウ いじめや児童生徒の悩みを認知した場合は継続的に教育相談を行い、必要に応じて子ども若者支援専門員及び県派遣スクールカウンセラー等の活用を図る。

エ インターネット上で行われるいじめに対して適切に対応するため、情報収集に努める。ア いじめの早期発見に向けて、定期的なアンケート調査や教育相談を実施するとともに、児童の悩みや集団への適応状況を把握するなど、組織的かつ計画的に必要な措置を講ずる。

オ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払うとともに、以下の点からも、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。

○発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の生涯への特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導および必要な支援を行う。

○海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校の学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童、保護者等の当該児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○性同一性障害や性的指向・性自認にかかる児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する。

○東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という）については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、被災児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら未然防止・早期発見に取り組む。

(3) いじめへの対応

いじめ発生時の対応マニュアル（妙高高原小学校）フローチャート1

いじめ発生（疑いも含む）の情報の受信（子ども、職員、保護者、地域住民等から）

受けつけた職員 → 生活指導主任 → 校長、教頭

いじめ対策委員会①開催：（校長、教頭、生活指導主任部員、部員、該当担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭）

- ① 現時点での事態の把握（情報共有）
- ② 事実確認や外部対応の役割分担（その日のうちに早急に）
 - ・被害児童への聴き取りと心のケア・・・担任、養護教諭
 - ・加害児童への聴き取り・・・・・・・・・・担任（または生徒指導部員）、教頭
 - ・通報者や目撃児童等からの聴き取り・・・生活指導部員か隣接学年担任

※必要に応じて全職員召集し情報共有

いじめ対策委員会②開催：（校長、教頭、生活指導主任、部員、該当担任、養護教諭）

- ① 聴き取りの擦り合わせによる事実確認（情報共有）
- ② 教育委員会へ一報（その日のうちに電話で市教委担当へ）・・・校長または教頭
- ③ 教育委員会担当主事、カウンセラー等からの指導・助言を仰ぐ。・・・校長または教頭
- ④ 被害児童保護者への報告と謝罪（当日、遅くても翌日に家庭訪問）・・・担任、生活指導主任か教頭
- ⑤ 加害児童保護者への報告と助言（当日、遅くても翌日に家庭訪問）・・・担任、生活指導主任か教頭

※家庭訪問後、状況を校長に報告、市教委担当へ電話で経過報告。
※保護者へは、毎日、状況を報告。（担任、または代わる者）

拡大いじめ対策委員会③開催：（全職員）

- ① 家庭訪問時の状況報告とその他の情報の共有
- ② 教育委員会へ一報（電話で市教委担当へ）・・・校長または教頭
- ③ 関係学年児童全体への再発防止指導内容検討
・・・当該学級での指導（担任と生活指導主任や管理職との TT 等）
- ④ 他学年児童への再発防止指導内容検討・・・学級担任 ③、④は、場合により全体指導
- ⑤ 保護者会の開催の可否について検討

全職員で、当該児童だけでなく全児童の状況把握と情報共有

※「一定の解消」まで、いじめ対策委員会をこまめに開催する。

いじめ対策委員会④開催：保護者会の開催関連

- ・PTA 会長、学年委員長への連絡・・・教頭
 - ・日時、会場の通知・・・担任・生活指導主任
 - ・参加は、管理職、生活指導主任、担任
- ※終了後、市教委担当に、電話で状況を報告

いじめ対策委員会⑤開催：「一定の解消」を確認

- ① 学校だより等で、いじめ防止に関する記事掲載。
- ② 市教委へ所定の様式により、解消まで、毎月報告。（生活指導主任）

- ア 教職員はいじめを認知したり通報を受けたりした場合は、抱え込まず、直ちに管理職・生活指導主任に報告する。また、管理職は速やかに市教育委員会に報告する。
- イ 校長はいじめに関する報告を受けた場合には、直に対策委員会を招集し、その事案の全貌を明らかにするための方針を指示する。

- ウ 校長又は教頭は、いじめが発生したことの一報を市教育委員会の生徒指導担当指導主事に入れ、概要を説明した上で指導を仰ぐ。また、必要に応じて報告書(上越教育事務所が示した様式)を作成し、市教育委員会に提出する。
- エ いじめ対策委員は、複数の職員で組織的に多方面から情報を収集し、いじめの全体像の把握に努める。
- オ 被害児童に対しては、速やかに安全を確保するとともに心のケアに努める。
- カ 加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。特に、いじめは重大な人権問題であることや相手の心の痛みを理解させ、今後の在り方を考えさせるよう努める。
- キ 被害児童の保護者に対しては即時家庭訪問を実施し、事案の報告をするとともに、学校管理下の事案である場合には謝罪して、今後の支援方針について理解を得る。
- ク 加害児童の保護者に対しては、事案の詳細を説明して事案解決への指導方針について理解を得るとともに、加害児童を同伴し、被害児童を訪問して謝罪するよう促す。
- ケ 周りの児童に対しては、自らのこととしてこの問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気もてるように指導する。
- コ いじめの事実はプライバシーに配慮しながらも、極力その他の児童及び保護者に開示し、その後の事案発生防止のための契機とするよう努める。
- サ いじめが暴力や金品のゆすり、恐喝等を伴う事案においては、警察や児童相談所と連携して対応する。
- シ 被害児童の心の傷が深い場合や、いじめの内容等が複雑な場合には、被害・加害児童及びその保護者を一堂に集め、対策委員が立ち会った上で謝罪の会を設ける。
- ス いじめは、単に「謝罪をもって解消」とすることはできない。
解消については、(4)により対応する。

(4) いじめの解消

- ア いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ① いじめに係る行為が相当期間止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること
被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分に合いうることを踏まえ、学校の教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。併せて、解消したかどうかの判断を認知から3か月後に対策委員会で行う。

4 重大事案への対処

重大事態いじめ発生時の対応マニュアル（妙高高原小学校）フローチャート2

- | | | | |
|-------------------------------|----------------------|-------------|-----------|
| * 自殺 | * 心身に重大な障害 | * 金品等に重大な被害 | * 精神性疾患発症 |
| * いじめによる相当期間の余儀のない欠席の疑い | * 市教委や学校が重大事態と判断する事態 | | |
| * 児童・保護者から重大事態に至ったとの申立てがあったとき | * ズボン下ろし | | |

重大事態いじめ発生情報の受信（子ども、職員、保護者、地域住民等から）

受けつけた職員 → 校長、教頭

市教育委員会への速報（校長または教頭）

- * 重要事態発生の内容（現段階での情報）の報告 * 指導・指示を仰ぐ。

拡大いじめ対策委員会①開催：（全職員）

全職員で解決に向けて情報共有と意志

- ③ 現時点での事態の把握（情報共有）
- ④ 事実確認や外部対応の役割分担（その日のうちに早急に）
 - ・ 被害児童への聴き取りと心のケア・・・担任、養護教諭（家庭訪問、病院での場合も）
 - ・ 加害児童への聴き取り・・・・・・・・・・担任（または生徒指導部員）、教頭
 - ・ 通報者や目撃児童等からの聴き取り・・・生活指導部員か隣接学年担任
 - ・ 外部対応（報道含む）の窓口の確認・・・校長、教頭
 - ・ 全校児童、保護者の状況把握（観察、聴き取り）・・・各担任

いじめ対策委員会②開催：（校長、教頭、生活指導主任、部員、該当担任、養護教諭）

- ⑥ 聴き取りの擦り合わせによる事実確認（情報共有）
- ⑦ 教育委員会へ続報（その日のうちに電話で市教委担当へ）・・・校長または教頭
- ⑧ 被害児童保護者への見舞い（即日）、報告と謝罪（早急に）家庭訪問・・・担任、生活指導主任、校長
- ⑨ 加害児童保護者への報告と助言（早急に）家庭訪問・・・担任、生活指導主任、教頭
- ⑩ 保護者会の検討（場所、日時、参加者、内容）

- ※家庭訪問後、状況を校長に報告、市教委担当へ電話で経過報告。
 ※保護者へは、毎日、状況を報告。（担任、または代わる者）

拡大いじめ対策委員会③開催：（全職員）

全職員で、当該児童だけでなく全児童の状況把握と情報共有

- ⑥ 家庭訪問時の状況報告とその他の情報の共有
- ⑦ 教育委員会からの指導伝達・・・校長または教頭
- ⑧ 関係学年児童全体への再発防止指導内容検討
 - ・・・当該学級での指導（担任と生活指導主任や管理職とのTT等）
- ⑨ 他学年児童への再発防止指導内容検討・・・学級担任 ③、④は、場合により全体指導
- ⑩ 保護者会の開催について共通理解、役割の確認

※「一定の解消」まで、いじめ対策委員会をこまめに開催する。

いじめ対策委員会④開催：保護者会の開催関連

- ・ PTA 会長、学年委員長への連絡・・・教頭
 - ・ 日時、会場の通知・・・担任・生活指導主任
 - ・ 参加は、管理職、生活指導主任、担任
（市教委担当者が入ることもある）
- ※終了後、市教委担当に、電話で状況を報告

いじめ対策委員会⑤開催：「一定の解消」を確認

- ③ 学校だより等で、いじめ防止に関する記事掲載。
- ④ 市教委へ所定の様式により、解消まで、毎月報告。（生活指導主任）

(1) 重大事案の発生と報告

① 重大事案の意味

ア いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童が相当の期間*学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

*「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にこだわらず、重大事案ととらえる。

② 重大事案の報告

学校は重大事案であると認知した場合、直ちに市教育委員会へ報告する。

*いじめを受けて重大事案に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事案とはいえない」と判断した場合であっても、重大事案が発生したものとして扱う。

(2) 重大事案の調査

対策委員会は、市教育委員会より派遣された指導主事等の支援を受け、初期対応にあたる。その後、市教育委員会より派遣された専門員と協働し、その対応にあたる。また、学校運営協議会にも報告し、理解と協力を仰ぐ。

なお、調査実施前に、被害児童・保護者、および加害児童・保護者に対して、以下のア〜カの事項について、説明する。

ア 調査の目的・目標

事案の全容解明、等が時事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであること。

イ 調査主体（組織の構成、人選）

人選については、公平性・中立性が担保されていること。

ウ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

調査を解する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。また、調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うこと。

エ 調査事項・調査対象

どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者および学校の対応等）をどのような対象（聞き取り等をする児童・教職員の範囲）に調査するのかについて説明を行うこと。

オ 調査方法

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聞き取りの用法、手順を説明すること。説明した際、被害児童・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

カ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

- ・調査結果の提供について、被害児童・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、あらかじめ説明を行うこと。
- ・被害児童・保護者に対し、個別の情報提供については、妙高市の個人情報保護条例に従って行うことを説明しておくこと。
- ・被害児童・保護者に対して、アンケート調査の結果、調査票の原本の扱いについて、情報提供の方法を説明すること。
- ・調査票を含む調査にかかる文書の保存について、学校設置者の文書管理規則に基づき行うことに触れながら、文書の保存期間を説明すること。
- ・加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、被害児童・保護者の同意を得ておくこと。

① いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合

被害児童の心の安定を図るため当該児童が信頼を置く教師を伴って、複数で情報収集にあたる。概して、更なるいじめを警戒して話したくない傾向が見られることから、児童の心身の安全の確保を最優先して聞き取り調査を実施する。同時に在籍児童や教職員に対して組織的にアンケートや聞き取り調査を行い、被害児童から得た情報と照合を図り、事案の全貌把握に努める。

② いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は、緊急学年集会等を開き事案を報告した上で、在籍児童や教職員に対して組織的にアンケートや聞き取り調査を行う。同時に、被害児童の保護者にも、十分な聞き取り調査を行う。収集した情報は照合を繰り返しつつ調査を実施し、事案の詳細な全貌解明に努める。

③ いじめが犯罪行為に関わる場合

いじめが暴力や金品のゆすり、恐喝等、犯罪行為にあたる場合、速やかに被害児童の保護者に被害届の提出を依頼し、警察や児童相談所と協力して調査を実施し、事案の全貌解明に努める。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供

対策委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査実施中の経過報告や調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で情報を提供する。これらの情報の提供にあたっては、児童のプライバシー保護に十分配慮する。

② 市教育委員会への報告

対策委員会は、迅速にいじめの全貌を整理し教育長に提出する。また校長は、いじめの全貌について時系列で詳細に整理し、今後の指導・支援方針計画を添えて市教育委員会へ報告する。

5 いじめの防止等のための年間計画

月	主な学校行事	活動内容（○児童 ●教職員 ☆保護者）
通年		<ul style="list-style-type: none"> ●児童情報交換（週1回） ●いじめ不登校対策委員会 ●道徳教育、人権教育、同和教育の充実 ○●学級活動・児童会活動による集団作り ○●行事を通じた人間関係作り ○●なかよし班活動の充実 ○●☆スクールカウンセラー相談
4月	始業式、入学式 1年生を迎える会 学習参観・PTA総会	<ul style="list-style-type: none"> ●学校いじめ防止基本方針の確認、学校HPでの公表 ●☆学校いじめ防止基本方針の説明、啓発。（PTA総会） ○●なかよしタイム①（説明、班のめあて・旗作り） ○生活アンケート
5月	運動会	<ul style="list-style-type: none"> ○●なかよしタイム② ○生活アンケート
6月	教育相談①	<ul style="list-style-type: none"> ○●いじめ見逃しゼロスクール集会（キラスタ） ○教育相談
7月	学習参観・学級懇談会 個別懇談会① 終業式 自然体験教室（5年）	<ul style="list-style-type: none"> ○●なかよしタイム③ ○生活アンケート ●☆学校評価アンケート ○●☆学習参観（道徳）
8月	修学旅行（6年）	●職員研修
9月	始業式 親善陸上大会	<ul style="list-style-type: none"> ○●なかよしタイム④ ○生活アンケート
10月	フリー参観 にこにこランニング ゆきんこコンサート	<ul style="list-style-type: none"> ○●なかよしタイム⑤ ○生活アンケート
11月	学習参観 教育相談②	<ul style="list-style-type: none"> ○●いじめ見逃しゼロスクール集会（キラスタ） ○教育相談 ○●☆学習参観（人権教育、同和教育）
12月	個別懇談会② 終業式	<ul style="list-style-type: none"> ○●なかよしタイム⑥（なかよしカード交換） ○生活アンケート ●☆学校評価アンケート
1月	始業式	○生活アンケート
2月	信越学童スキー大会	○生活アンケート
3月	6年生を送る会 学習参観、学級懇談会 終業式、卒業式	<ul style="list-style-type: none"> ●学校いじめ防止基本方針の見直し ●児童カルテ入力 ●進級・卒業査定会、情報交換

児童によるプロジェクト活動